

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail soudan@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

新年あけましておめでとうございます。より一層お客様に満足して頂けるように誠心誠意、励んでいく所存でございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。皆様のご健勝とご多幸をスタッフ一同心よりお祈りしております。

該当の事業者様は源泉所得税、償却資産税について次の申告・納付手続きが必要となります。

①源泉所得税の特例納付…納付期限 1月20日(水) ②償却資産税の申告…申告期限 2月1日(月)

平成28年度税制改正大綱 法人税(余田)

平成28年度税制改正大綱の柱は、法人税改革です。

企業の課税所得のうち法人税、住民税、事業税として納める税金の割合を法定実効税率といいます。

法定実効税率は、現在 32.11%です。

平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%に引き下げます。

法定実効税率を段階的に引き下げることにより、収益力のある企業の税負担を軽減して、投資や賃上げを促すことを目的としています。

当初は、平成28年度は30.88%にする方向で検討していましたが、安倍首相の「早期の20%台」の指示のもと1年前倒して実現しました。

一方で、法定実効税率の引き下げの財源は、外形標準課税の拡大で確保することになります。

外形標準課税は、従業員数、資本金、付加価値(報酬給与額、純支払利子及び支払賃借料と単年度損益の合算)などの企業規模に応じて税額を算定します。

赤字企業の場合、法人税はありませんが外形標準課税により税負担は増加します。

恩恵を受けるのは、利益水準が高い企業でしょう。

なお、外形標準課税は、中小企業は対象外です。

平成28年度税制改正大綱 所得税(神木)

平成28年度税制改正大綱の中から所得税に関して、以下ご案内させていただきます。

1. 通勤手当の非課税限度額の引上げ【拡充】

現行：10万円/月 ⇒ H28年1月1日以後：15万円/月

2. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例【新設】

以下要件を満たす空き家、又は除却後の更地を売却した場合、売却益より3,000万円控除することが出来る。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション除く)であること
- ② 相続発生時に、被相続人以外に居住者がいなかったこと
- ③ 相続発生時から売却時まで事業・貸付・居住の用に供されなかったこと
- ④ 相続発生時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの売却であり、且つ、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの売却であること
- ⑤ 売却価格が1億円以下であること

2に関しては、固定資産税軽減の見直しと合わせて、社会問題となっている空き家の活用・流通を促進するための措置になります。尚、改正されれば影響が大きいと話題になっていた、配偶者控除を含む所得控除の見直しは、平成29年度以降へ先送りとなりました。